

公 表 日

令和 2年 9月30日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和2年度 杖立地区河道掘削工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長 中村 星剛 福岡県久留米市高野1-2-2
契約年月日	令和 2年 9月30日
契約業者名	(株) 肥後建設社
契約業者の住所	熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217
契 約 金 額	44,550,000円(税込み)
予 定 価 格	44,715,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工 事 場 所	熊本県阿蘇郡小国町大字下城地先
工 種 区 分	維持修繕工事
工事期間(自)	令和 2年10月 1日
工事期間(至)	令和 3年 1月29日
備考	

随意契約理由書

1. 工事件名 令和2年度 杖立地区河道掘削工事
2. 履行場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城地先
3. 契約の相手方 名称：(株)肥後建設社
住所：〒869-2506 熊本県阿蘇郡小国町上田 3217
電話：0967-46-2264
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 工事の目的・内容及び随意契約理由

1) 工事の目的・内容

「令和2年7月豪雨」が起因とされる洪水で、杖立川河道に堆積した土砂を撤去し、流下能力の回復を図るものである。

2) 随意契約理由

本工事箇所は古くから温泉郷として栄えており、沿川には旅館が建ち並び観光客も多く訪れる場所であるが、河道が狭く洪水による被害も起こりやすい土地でもある。

この度、令和2年7月の洪水により河道に大量の土砂が堆積し、流下能力が低下したことで沿川地域の洪水リスクが高まることとなったため、早急に土砂撤去を行い流下能力を回復しなければならなくなった。

今後、ゲリラ豪雨等による突発的な洪水の恐れもあることから、緊急な対策工事が必要であり、通常の競争に付すことができないため会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条4第3号により契約を締結するものである。

契約の相手方は、「災害時における応急対策に関する基本協定」に基づき、担当区域となっている企業を選定した。

(契約理由書作成者)

筑後川ダム統合管理事務所 管理課長